

児童福祉審議会専門部会における審議について

基本的な考え方

- 少子化の急速な進展、児童虐待の増加、保育サービスのニーズの高まりなど、子どもを取り巻く環境は深刻化かつ著しく変化しており、行政は、より実効性のある新たな施策展開が求められている。
- こうした緊急課題に的確に対応していくため、児童福祉審議会専門部会を、臨機応変に議論を展開できる機能的な体制とする。
- 審議テーマの他、必要に応じ、審議会が検討すべき政策課題を提示し議論を行う。

これまでの専門部会

- 東京都児童福祉審議会では、知事の諮問事項や審議会の意見具申については、専門部会を設置し、審議を行い、都に対する答申、提言を行っている。
(昭和41年以降、諮問に対する答申は4件。その他はすべて審議会の意見具申)
- 直近の意見具申については、任期2年間の中で、主に1テーマについて審議し、最終まとめを行っている。

今期の専門部会

- 重要課題(テーマ)を審議緊急に取り組むべき重要課題としてテーマを一つ選定し、現状分析、課題整理、施策の方向性を検討する。
- その他検討すべき課題を随時、審議選定したテーマの他に、検討すべき課題が生じた場合は、随時、専門部会で審議を行い、施策の企画立案に資するものとする。

過去の意見具申及び主な施策

H9.11.18~H11.1.17

「新たな子ども権利保障の仕組みづくりについて」(H10.7.30)

(主な内容)
公平性と専門性が確保され、行政から独立した「第三者機関」を設置し、児童相談所等と連携をとりながら権利擁護に当たる「権利擁護システム」を新たに確立すべき。

→平成10年度～児童相談センターに「権利擁護委員会」設置。相談事業開始。
平成16年度～事業を見直し「子どもの権利擁護専門相談事業」実施。

H12.2.24~H14.2.23

「地域における子ども家庭支援のネットワークづくり」(H13.11.20)

(主な内容)
児童相談所と子ども家庭支援センターの役割・責任を明確化し、区市町村を中心とした相談体制を構築すべき。子ども家庭支援センターが地域の核となり、ファミリー・ネットワークの実践を展開していくことが重要。

→平成14年度～児童虐待防止区市町村ネットワーク事業の開始(平成17年度から要保護児童対策地域協議会に発展。)子ども家庭支援センター(先駆型)の設置促進。

H14.5.9~H16.5.8

「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」

OH15.8.1 中間のまとめ
OH16.5.6 最終のまとめ

(最終まとめの主な内容)
・認可保育所改革のために、保育に欠ける要件の見直し、直接契約制度の導入、多様な運営主体の参入に向けた規制緩和を国に提案要求すべき。
・都は認証保育所の推進、保育サービスの向上、量の拡大、区市町村に対する補助制度改革を進めるべき。

→平成15年度～保育所制度の抜本的改革を国へ提案要求。
平成16年度～「民間社会福祉施設サービス推進費補助」を再構築。
平成18年度～これまでの都加算補助金等を再構築して「子育て推進交付金」を創設。

H16.6.23~H18.6.22

「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」

OH17.8.31 中間のまとめ
「社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方」

(主な内容)
・家庭的養護の推進、施設本園の生活集団の小規模化。
・自立援助ホームを核とした若年者就労支援ネットワークの構築、施設退所者が気軽に立ち寄れるふらっとホームの設置などを提言。

OH18.6.22 最終のまとめ
「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」(主な内容)
・現代社会における子どもたちの自立とは何か、自立をばくむための環境整備、ライフステージに応じた自立支援について提言。